

徳島県企業局告示第一号

徳島県駐車場事業管理条例（昭和四十八年徳島県条例第五号）第五条第二項から第四項までの規定に基づき、利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第五項の規定により告示する。

令和四年七月五日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

一 利用料金の額

区 分		利 用 料 金 の 額		
		単位	金額	上 限 額
藍場町地下 駐車場	駐車一時間まで	一時間	三百円	八月十二日から同月十五日までの 日を除く日の午前七時から午後十 一時まで 千円
	駐車一時間を超える 時間	三十分	百五十円	
松茂駐車場	駐車一時間まで	一時間	無料	最初の二十四時間まで 五百円 以後の二十四時間までごと 五百 円
	駐車一時間を超える 時間	一時間	百円	

備考

- 1 利用時間に、この表に定める単位に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用時間は、同表に定める単位の利用時間として計算するものとする。
- 2 午後六時三十分から翌日の午前八時三十分までの間において、八時間以上藍場町地下駐車場に駐車した場合における当該時間内の利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、六百円とする。
- 3 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者が乗車している自動車を駐車する場合は、藍場町地下駐車場の最初の二時間分の駐車料金（定期駐車券に係る料金を除く。）及び松茂駐車場の最初の二十四時間分の駐車料金を無料とする。

二 適用

令和四年八月十日から適用する。